

# 足場からの墜落防止措置の充実と安全性の向上

建設安全研究グループ 上席研究員 高橋弘樹

足場からの墜落・転落による労働災害の発生件数が多いことから、足場における安全基準が再検討され、労働安全衛生規則が改正されるなどしました。労働安全衛生規則の改正により、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には手すり等を設け、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅木、メッシュシート、防網またはこれらと同等以上の機能を有する設備を設けることになりました。

規則改正後の足場は従来の足場に比べて、足場に設置する部材が増えたので、規則改正後の足場と従来の足場では、足場に作用する自重や風力が異なると考えられます。

本講演では、改正された労働安全衛生規則などについて説明するとともに、規則改正後の足場に対応した足場の強度に関する検討を行いましたので、それらの検討結果について報告します。